

生物多様性保全の推進に関する連携協定書

岡山市（以下「甲」という。）と公益財団法人岡山県環境保全事業団（以下「乙」という。）は、生物多様性保全の推進を図るため、互いに連携・協力することに合意し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ保有する知的・人的資源を有効に活用し、相互の連携及び協力を強化することにより岡山市の生物多様性の保全に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙が相互に連携及び協力を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 開発行為や事業活動における適切な環境配慮の推進に関すること
- (2) 重要な生態系の保全に関すること
- (3) 「まちなか」における生物多様性の保全と活用に関すること
- (4) 生物多様性を学ぶ拠点づくりに関すること
- (5) 主体や地域単位による活動の推進に関すること
- (6) 里地里山里海を支える人材確保に関すること

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前条の目的の実現を図るものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を実施するため、個別の企業又は個人（以下「個別企業等」という。）の情報を相手方に提供する場合は、それぞれの責任において、事前に個別企業等から同意を得る等必要な手続を行うものとする。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項を連携及び協力して実施するに当たっては、双方で協議を行い、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について別途取り決めるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月末日までとする。ただし、当該期間満了の1月前までに甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない場合は、当該期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、天災、その他特別な事情がある場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による申し入れによって、双方協議の上、本協定を終了することができる。

(取扱い及び交渉窓口)

第6条 本協定の取扱い及び交渉の窓口は、甲は環境局、乙は環境調査部に設置する。

(その他)

第7条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた事項、又は本協定に規定していない事項については、甲と乙が別途協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙の代表者が署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月25日

甲 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

乙 岡山県岡山市南区内尾665-1
公益財団法人岡山県環境保全事業団
理事長 坂井 俊英